

「オーケストラファミリーコンサート」 寄付金のお願い

企業・団体

子どもセンターが建て 10 周年を迎えます。建設を含め長きにわたり支えてくださっている皆様に、心より感謝いたします。記念すべきこの年に、幼児から参加できるオーケストラファミリーコンサートを開催いたします。上質な芸術は幼い頃から伝わるのだと感じ、日々芸術鑑賞の大切さを実感しています。子どもの頃の本物の体験による感動や喜びが感性を磨き、その感動は大人になってもいつまでも残る宝物になります。この感動を子どもたちに伝えるため、公演にかかる経費の一部として、寄付金のご協力をお願いいたします。芸術鑑賞の創健者となり、是非一緒にこの取り組みを広げていただきますようお願いいたします。



「オーケストラファミリーコンサート」

演奏：大阪フィルハーモニー交響楽団
 開催日：2015年 2月15日（日） 開演14時
 場所：大阪国際交流センター
 主催：NPO法人子どもセンターあさひ
 後援：大阪府・大阪市・大阪府教育委員会・大阪市教育委員会
 朝日新聞社・産経新聞社・日本経済新聞社・毎日新聞社・読売新聞社など

* 本事業は、社団法人 企業メセナ協議会「助成認定制度」に認定されています。

(社) 企業メセナ協議会
<http://www.mecenat.or.jp>
 tel:03-5439-4520

ご寄付いただく方法をお選び下さい。

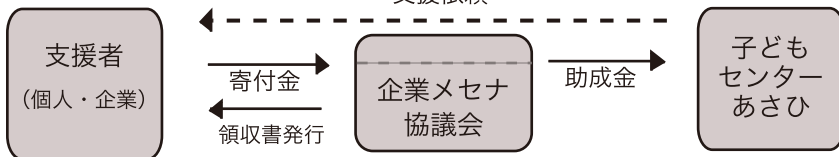
①子どもセンターあさひへ直接
 (金額はご自由です)

②助成認定制度を利用 (企業メセナ協議会を通してのご寄付)
 「助成認定制度」をご利用いただくと、寄付税制優遇* が受けられます。

↓
 この制度をご利用いただける金額

企業・団体：5万円以上 個人：1万円以上 (どちらも単位は1万円単位)

<助成認定程度を利用してのご寄付の流れ>
 支援依頼



子どもセンターあさひにお申し込み後、メセナ協議会から請求書・振込先などのご案内が送られます。ご対応をお願いいたします。(振込手数料をご負担下さい)

* この制度を使って企業・団体が芸術活動に寄付をした場合には、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、通常の2倍近くまで損金(経費)として算入できます。

個人の場合、所得金額の40%を上限として、寄付金の合計金額から2千円を差し引いた金額が、課税所得から控除されます。詳しくは裏面にて

主催
 問合

特定非営利活動法人 (NPO 法人)
子どもセンターあさひ

〒535-0031 大阪市旭区高殿 6-17-10-201
 TEL06-6951-0055 FAX06-6951-0056
 URL <http://www.kodomo-center.org/asahi>
 e-mail asahi@kodomo-center.org

<寄付申込書> どちらかに印をつけて下さい ()①子どもセンターに直接寄付 ()②企業メセナ協議会を通して寄付

企業・団体名 _____

ご担当者(部署・役職名) _____

住所 〒 _____

連絡先 () _____

パソコンのE-mail _____

No.	担当者
金額	円
①ご入金日	(月 日)
②支払い予定日	(月 日)

パソコンをお使いでない方 ()印をつけて下さい *企業メセナ協議会よりメールにて振込先などの連絡があり、請求書・領収書はインターネットからのダウンロード発行となります。パソコンをお使いでない場合は、子どもセンターから代理申請を行い、郵送にて請求書・領収書が届きます。インターネットでの手続きの場合<オンライン決済・コンビニ決済* がご利用できます。(※:年内サービス開始予定)

当日配布するパンフレットに、ご協力いただいた方(個人・企業・団体)のお名前を掲載予定です。匿名規模の場合はお申し出下さい。 匿名希望 ()

一口10,000円以上をご協力いただいた場合「子どもセンターあさひ」のホームページに企業・店舗名を掲載させていただきます。 *HP 掲載期間 2015年2月28日まで
 HPアドレス _____

希望される場合 ()HPへの掲載
 印をつけて下さい ()御社のHPへのリンク